

# 2020年改正個人情報保護法とコロナ禍

個人情報保護法の改正のたびに「規制強化によるプライバシー保護」ではなく、「利活用のための規制緩和」が進む。コロナ禍対応を名目に、その歯止めはさらに外れてしまった。この法制度の課題を改めて検証する時がきた。



山田健太  
ジャーナリズム  
専修大学  
専攻科教授  
専門は言論法。日本ベンクラフ  
グハウス理事、情報公開クリアリ  
ングハウス理事、世田谷区情報公  
開・個人情報保護審議会委員な  
ど。主著に『沖繩報道』『法と  
ジャーナリズム』『見張塔から  
ずっと』ほか。

2003年に制定された個人情報保護法の2020年改正（個人情報保護法の改正）が、コロナ禍の法律の一部を改正する法律案が、国会で、ほとんど議論なくスピード成立しました。同法は、本人の権利強化、利用・公表および提供規制の強化とともに、前回2015年の大改正（2017年施行）からの大きな流れでもある「規制緩和（利用・提供の促進）」がポイントです。

当該緩和の柱は、仮名加工情報（仮名化情報）制度の導入により、従来の匿名加工情報よりいっそう利活用が拡大した点です。関連して、公益目的による個人情報の取り扱いとして、医学研究の発展に資する目的で利用する場合は、外部提供がしやすくなりました（医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の改正）。本稿では、こうした改正がこれからの社会にどのような影響を与えるか、とりわけ目の前のコロナ禍の運用にあたり、個人情報あるいはプライバシーの保護を考えるうえでの大きな指針は欧州の動向です。OEC Dプライバシーガイドラインは、個人参加の原則を謳い、データの存否、中身の開示、拒否の場合の対抗手段、消去の義務化といった個人が有する権利を規定しています。また最近よく耳にするのがGDPR（EU一般データ保護規則）では、データ主体からのアクセス権を保障しています。その一つが第17条の「忘れられる権利（消去権）」でもあるわけです。

## 医療ビッグデータの利活用

実際の運用にあたり、個人情報あるいはプライバシーの保護を考えるうえでの大きな指針は欧州の動向です。OEC Dプライバシーガイドラインは、個人参加の原則を謳い、データの存否、中身の開示、拒否の場合の対抗手段、消去の義務化といった個人が有する権利を規定しています。また最近よく耳にするのがGDPR（EU一般データ保護規則）では、データ主体からのアクセス権を保障しています。その一つが第17条の「忘れられる権利（消去権）」でもあるわけです。

たとえば、個人情報保護法第23条では「個人データ（個人情報より狭い）」を第三者に提供できる場合を定めています。その一つが「公衆衛生の向上」のため特に必要があつて、本人の同意を得ることが困難である場合は、同意なしの提供が認められることになっています。今回のコロナ禍でも、この規定に該当する事例があることでしょう。また同じ条文には、一般統計調査への協力などを念頭においた、事務遂行に協力する必要がある場合も提供が可能です。

# 2020年改正個人情報保護法とコロナ禍

なったなら、個人情報ではなくったとして、よりスムーズに利用できるようになったということだ。

従来の匿名加工情報の制度では、情報の抽象化はたとえば、地番の省略や生年月日の日付の省略程度で構いませんでした。このように、これまでも十分に「使う側の論理」で個人情報のビジネス利用がされてきたわけです。まさに金のなる樹の「データビジネス」です。それでも事業者にとっては、抽象化の境界線が不明確で、結果として利活用が進まないなどの声があがっていました。

それが今回の改正で、さらにより使い勝手が良い制度に改変されたということになります。本来であれば個人情報として取り扱わなければならないものでも、少しほかせばよいレベルになったからです。また、形式的に本人への特定ができないことから、データ保有者側の本人開示も原則として不要です。しかし、本当に誰をさすか分からないかといえ、他の情報との突合によって特定できる可能性も否定しえません。

この変化形が非識別加工情報であつて、国・自治体を持つビッグデータ等を民間がビジネスに活用できる道を開くものです。その理屈としては、官が保有する大量のデータの価値を民間に還元することで、公共の利益に供するとされています。もちろん、行政機関

も個人情報保護法等に従った手続きを踏む必要がありますし、一般には有料のサービスです。しかし、本人が知らないところで、勝手に個人情報の一部が官から出て、ビジネス利用されていること自体は事実といえます。

これと同じような仕組みは医療データでも起きています。病歴等の医療情報は、高度な要配慮情報といえますが、この生データを匿名加工することで（匿名加工医療情報）、研究所や製薬会社等が利用できるようになります。今回のコロナ禍で保健所等が収集した情報は、広く政府の政策決定に活用されているわけですが、専門家会議等への感染者情報は、この仕組みが最大限活用されたものとみられます（実際、政策決定過程がブラックボックスのため、これはあくまでも推測に過ぎませんが）。

最近よくAI医療という言い方がされるようになってきました（テレビドラマでも話題になった医療情報の蓄積をもって、治療の最適解をコンピュータ判断するというものです。夢の医療法ともてはやされるなかで、個々人の医療データが「匿名化」という一言によって、すべて吸い上げられてしまふわけですが、むしろさらなる法改正（医療ビッグデータ法Ⅱ次世代医療基盤法）が予定されている分野でもあります。

なお、今回の改正法の実務的に大きな課題は、リクナビ問題やDMPサービスの現状を受けての、インターネット上のユーザーの訪問先サイトにかかるユーザーデータ個人情報の扱い（一般にクッキー（cookie）情報とも称されるもの）ですが、ここでは一切を割愛します。

## 接触確認アプリにスーパーシティ法

こうしたなかで、さらにもう一歩踏み込んだ取り組みも検討されています。感染者の特定の延長線として、濃厚接触者を社会的に隔離するための方策です。あるいは国によっては、感染者や濃厚接触者の位置情報等を、公的機関が一元管理することで、追跡し捕捉することができるようになっています。完全な行動監視システムを稼働しているという点です。そのためには当然、個人情報の収集・保管・利用がなされています。

システムの基盤は世界を代表する二大IT企業である、グーグル（Google）とアップル（Apple）が開発したシステムです。スマートフォン携帯電話（スマホ）に標準装備されているブルートゥースという近距離無線通信を利用したものです。といっても、私たちは皆目上はわかりませんが、同じアプリケーションを事前にインストールしたスマホが一定の条件以上接近すると（1.5以内

に15分間といわれています）、その情報が双方のスマホに記録されるそうです。そして、もし感染が判明した場合、自分のスマホにその新情報を登録すると、自動的に接近者に警告情報が流れるという仕組みです。

ポイントは、感染者も自分が誰であるかをカミングアウトすることなく、ネット上に「感染情報」を発信でき、その「濃厚接触情報」を受け取った人もカミングアウトすることなく知ることができるとだと説明されています。すなわち、表面上、誰が感染者か濃厚接触者かわからないまま、当該者だけはその「事実」を知っているものであって、プライバシーは守られているという説明です（そのあと、濃厚接触者が保健所に連絡すると、その判断次第で検査が受けられる場合もあるとのことです。ただし、受けられない場合もあるとの説明もされています）。

いわば感染者がクラスター潰しの限界が指摘されているなかで、自己申告型の感染者（あるいは濃厚接触者）の炙り出しシステムということになりそうです。これは国が導入予定のシステムですが、神奈川県や大阪府などでは、立ち寄り先情報を把握することで、クラスターの早期発見を目指しています。具体的には、イベントや店舗の入り口にQRコードの登録アプリを設置し、入場の際にその登録を求めるという方式です。国によっては、義務

化するところもありますが（登録しないと入れない）、日本では任意です。

この場合も、登録情報はスマホ情報であり、入力を求めるものも電子メールアドレスなどで、氏名や住所を求めないことで、プライバシー保護をはかっていることとされています。実際、感染防止をしながら経済活動を再開するための「切り札」として、こうした部分的な「監視」が必要という声が高まっています。プライバシーと監視社会という二項対立的な考え方は、このコロナ禍のなかでは成立しないということもいわれています。

とことん安全を求めるならば、感染者を特定し、その行動履歴を収集公開し、その接触者を徹底して社会的に隔離する方法がよいでしょう。しかし、そうしたゼロリスクを求めて厳しい個人管理をすることが社会として正しい姿かどうかは、冷静な判断が必要です。これを延長していくと、社会の安心・安全のために、あるいは利便性のためには、個人の権利は少し退いてもらおうということになりがちだからです。さらには、市民社会全体を「監視」するのが一番手っ取り早い、ということにつながるからです。すでにそのことは現実化しているとの警告もスノーデンによってなされています。

とりわけ日本では、接触確認アプリの導入議論にしても、その間の手続きも不透明です

10万円支給手続きの方法としてマイナンバーカードの利用を提唱、最初から混乱が起きることを見越してとしか思えないドタバタぶりのなか、それを逆手にとったマイナンバー普及の切り札ともいえる、銀行口座と強制ひも付けする法制化検討が始まっています。

ここで繰り返すまでもなく、マイナンバーによって新しくできるようなったことは「一つもない」と言い切ってもよい状況です。もちろん、パスポートの申請が若干簡略化されるなどの便宜が図られています。これらは本当に微々たるもので、このためにマイナンバーカードを持つメリットはないと断言できますし、これとてパスポートの機能が増えるわけではないことは当たり前です。健康保険証との合体が当面の政府の最大目標ですが、この場合もカードによって新しくできることはなにもありません。すべては、いまの保険証でできることの範囲ということですが、

一方で、今回の「騒動」でも明らかになったように、このカードのために自治体は、よけいな事務が増大し、かつシステム整備や変更に莫大な経費を投入しています。コストでいうならば、本体を管理運営する団体であるJ-LIS（地方公共団体情報システム機構）は、無駄の巢窟のような組織でブラックボックスのように整備費やランニングコストを食い続けています（たとえば、今回の支給

し、公正さの担保もありません。そもそも、データをどこに保管するのか、誰がどのような権限を有しているのか、といった基本的な情報さえ、公開されていません。公文書を破壊・改竄・隠蔽してきた政府の姿勢そのものの、秘密主義の中で「安全のため」という御旗が進んでいるわけです。これでは、導入する場合にどういうルールを定めるか、という議論の前提がないということになります。

この延長線上に、個人情報保護法改正案と同じコロナ禍のなかで成立した改正国家戦略特区法があります。このなかには、AIなどを活用した最先端都市づくりをめざす「スーパーシティ構想」が盛り込まれています。ここでは、その基盤となる個人の行動履歴の収集手続きが明記されなままになるなど、大幅に従来ルールが歪められる可能性があるわけですが。このように、利便性のためにプライバシーを犠牲にする傾向が、十分な議論なしに決まることは、将来に大きな禍根を残します。

### マイナンバーカード利用の失態

さらにここにかけて、マイナンバーをめぐるキナ臭い動きが加速しています。もともと、2020年度はカード普及の強化年として位置づけられており、多額の予算化がなされていました（その一つが、普及促進のテレビCMです）。それが今回のコロナ禍において、

わなないことの懸念は、実際の運用を通じて一向に解消も改善もされていません。おそらく唯一のマイナンバー事業の意義は、莫大な財政投融資の対象としての経済振興策ということでしょう。そうしたなかで、さらに、ひも付け情報の拡大を、しかも強制力をもって行うことは、個人情報保護の利活用という枠を超えた、個人情報管理に伴う重大な国家政策の転換でもありません。

### おわりに

なぜそこまで、人権侵害の可能性を負ってまで、国家がすべての情報を掌握し、ちよつとした利便性を追求しなくてはいけないのかという、根本的な問いを社会全体で考える必要があります。同時にまた、日本の個人情報保護法の究極の目的が、個人の権利保護ではなく、企業や行政の個人情報利活用にあるという、この法制度の最大の課題を改めてきちんと検証する時がきたともいえます。これまでに監視カメラもそうでしたが、接触確認アプリも、マイナンバーカードの利用拡大も、そして個人情報保護法改正によるビッグデータや匿名化情報の自由利用も、すべて通底する課題は同じです。

6	連続企画 「新型コロナ」から日本の社会を考える 第3回 権力を監視する学びの力	● 荒井文昭
特集	介護保険法 20年で介護保障は達成できたのか	
10	介護保険の根源的な課題とこれからの見通す	● 芝田英昭
14	介護保険施行20年を検証する	● 服部万里子
18	介護保険制度20年の介護労働力政策の総括	● 井口克郎
21	高齢者の生活実態と介護保険	● 河合克義
25	介護保険施行20年—市町村（保険者）の役割変容と課題	● 日下部雅喜
28	在宅で働くホームヘルパーから見える介護保険の矛盾	● 藤原るか
30	ドイツの介護保険改革	● 森 周子
33	「認知症の人と家族の会」と介護保険	● 鈴木森夫
35	書評 小澤哲雄著『地方自治を拓く 70～90年代の革新中野区政の経験から』	● 晴山一穂
36	2020年改正個人情報保護法とコロナ禍	● 山田健太
40	自治体問題研究所第60回総会報告	
42	「第62回自治体学校 Zoom 分科会・講座等」募集要項	
連載		
4	おんなのRun ㊦ 多様性はパワーだ！～私がパートナーシップ制度を求める理由～	● よだ かれん
5	@NEWS 特別定額給付金のオンライン申請事務等の実態について	● 喜入 肇
44	Jつうしん 板橋・生活と自治研究所／とっとり地域自治研究所	
45	自治の風—沖縄から 第4回「好況」なのに貧困という矛盾 —『沖縄子ども調査 高校生調査報告書』から—	● 島袋隆志
46	再生可能エネルギーと環境問題 第5回 太陽光発電④「廃棄物と災害」	● 傘木宏夫
48	最終回 自治体清掃はどこへゆく 第6回 ごみ屋さんに俺はなる	● 福田日輪
49	わがまち㊦ 長野県栄村	● 宮川幹雄
50	編集後記	

表紙写真「KEN'S LENS」

◆素足（トウズ湖）—写真 大坂 健  
最近、海外旅行中に中国人のツアーによく出会う。彼・彼女らを見ていて気づいたことがある。まず、服装が派手なこと、とくに赤が目立つ。次に、サングラスをしている女性が多い。最後は、撮影する際に若い女性が素敵なパフォーマンスをすることである。トルコ中央高原にあるトウズ湖（塩湖）では、女性たちは写真撮影のために、湖に入りスカーフを両手で掲げて風にたなびかせるポーズをとっていた。そんな女性の素足を写してみた。〔トルコ、アンカラ県〕



スケッチ 芝田英昭

# 住民と自治

JUMINTO JICHI MONTHLY

編集 自治体問題研究所

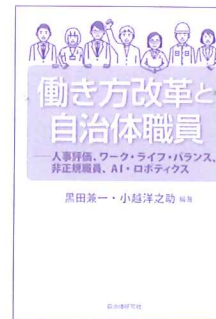
ホントは「働かせ方」改革なのだ!

# 働き方改革と自治体職員

人事評価、ワーク・ライフ・バランス、非正規職員、AI・ロボティクス

黒田兼一・小越洋之助 編著

公務員の働き方、いや働かせ方はどう変わってきたのか。今回の「コロナショック」でも分るように、自治体職員は「災害」の前面に立つのだ。しかし、その人員は削減され続け、民間委託へと流れ、人事評価・会計年度任用職員制度の導入、そして「自治体戦略 2040 構想」による更なる人員削減。これらは地方公務員の矜持と住民と寄り添う姿勢を破壊してきた。そのことを明確に示して、「全体の奉仕者」としての地方公務員と住民との関係のあるべき姿を多角的に追求する。 定価（本体 1200 円＋税）



自治体研究社

〒162-8512 東京都新宿区矢来町123 矢来ビル 4F  
TEL 03-3235-5941 FAX 03-3235-5933

http://www.jichiken.jp/  
E-mail info@jichiken.jp

# 新版 基礎から学ぶ 社会保障

芝田英昭 鶴田禎人 編  
村田隆史

社会保障の歴史、理念・概念を押さえ、医療保険、年金保険、介護保険、労働保険、障害者福祉、子ども家庭福祉、生活保護と困窮者自立支援の各論を展開。併せて米国、韓国、スウェーデン等と比較し、日本の社会保障の特徴や改革の方向を探る。社会福祉士・精神保健福祉士養成カリキュラム「社会保障」に準拠。定価（本体 2500 円＋税）

# 高年齢期社会保障改革を 読み解く

社会保障政策研究会・芝田英昭 編著

安倍政権下の社会保障政策の本質は、予算削減や自己負担増だけではなく、社会保障の市場化・産業化にある。それは、とりわけ高年齢期社会保障政策において顕著だ。その実際を、医療・介護・福祉・年金・生活保護の現状分析により明らかにする。定価（本体 1600 円＋税）

# 新版 改定介護保険法と自治体の役割

伊藤周平・日下部雅喜 著

新総合事業と地域包括ケアシステムへの課題

介護保険はどうなっているのか。要支援サービスが介護保険から外され、要介護1・2の保険外しも目論まれている。政府・厚生労働省から丸投げされた自治体はどうサービスを継続していけばいいのか。 定価（本体 1389 円＋税）

自治体研究社

〒162-8512 東京都新宿区矢来町123 矢来ビル 4F  
TEL 03-3235-5941 FAX 03-3235-5933

http://www.jichiken.jp/  
E-mail info@jichiken.jp